



## 九州各県協会における行政機関との連携状況について

県名	平常時	災害支援時
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県主催の「市町村等災害廃棄物処理担当者研修会」(別紙①)に事務局職員参加</li> <li>・福岡県主催の「福岡県災害廃棄物処理連絡会」(別紙②)に事務局長出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自治体と支援業務の打合せ(災害支援終了後)</li> <li>・被災自治体と事務業務の打合せ</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催地区別意見交換会に参加</li> <li>・県主催の市町職員研修会に講師として参加</li> <li>・市町から要請を受けて仮置場の助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び被災市町との協議</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の災害廃棄物仮置場候補地の確認調査</li> </ul>	
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村へ災害廃棄物処理支援行動マニュアルの配布</li> <li>・各市町村主催の災害対策会議、防災訓練等への参加</li> <li>・支部管轄市町村の災害廃棄物仮置場設置状況等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県及び市町村との災害廃棄物処理に係る協議</li> </ul>

大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力が可能な会員の状況を県に報告する</li> <li>・各市町村の災害対策本部会議や防災訓練の参加できる（協定にあるが、実際はなし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県及び市町村との災害廃棄物処理に係る協議</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理図上訓練や研修会</li> <li>・災害廃棄物処理対策ネットワーク会議（ブロックごとの開催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県及び市町村との災害廃棄物処理に係る協議</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結市町村に対する協力可能資機材数量の報告</li> <li>・九州地方環境事務所主催の災害廃棄物対応図上演習への参加</li> </ul>	
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県災害廃棄物処理計画検討委員会への参加</li> <li>・外海離島災害廃棄物広域処理検討委員会への参加</li> </ul>	

各 関 係 団 体 の 長 殿

福岡県環境部廃棄物対策課長

令和 4 年度市町村等災害廃棄物処理担当者研修会について（通知）

平素より本県廃棄物行政の円滑な推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、地震や大雨による洪水で家屋等が被災し、大量の災害廃棄物が発生した際に、迅速かつ適正な処理を行うためには、平常時から、県・市町村等の職員の災害廃棄物処理に係るマネジメント能力の維持・向上を研修等により図ることが必要とされます。

このため、本年度も下記のとおり研修会を開催することといたしました。

つきましては、災害廃棄物処理に係る職員の出席について御配慮をお願いいたします。

なお、出席予定者について、別紙により、令和 4 年 6 月 1 0 日（金）までに電子メールで御回答ください。

記

1 日時

令和 4 年 6 月 2 2 日（水） 1 4 時 0 0 分 から 1 6 時 0 0 分 まで  
（受付は 1 3 時 3 0 分から開始します）

2 場所

福岡県庁 行政棟 3 階 講堂  
（福岡市博多区東公園 7 - 7）

3 内容

別紙「令和 4 年度市町村等災害廃棄物処理担当者研修会 実施要項」のとおり

4 その他

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、研修会を延期し、又はウェブ開催とする場合があります。

なお、障がい等により、身障者用の駐車場の使用が必要な場合その他の配慮が必要な場合は御相談ください。

福岡県環境部廃棄物対策課  
計画指導係 瀨尾  
TEL : 092-643-3363  
Mail : haiki@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

3 廃 第 1 3 5 6 号  
令和 3 年 1 2 月 1 日

各関係事業者団体 会長 殿

福岡県環境部廃棄物対策課長  
(計画指導係)

令和 3 年度福岡県災害廃棄物処理連絡会の開催について

平素より、本県の廃棄物行政に対し御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害時において迅速かつ適切に災害廃棄物を処理するため、関係機関が、平時から連携し、災害発生時における連携のあり方等について検討しておくことが重要です。

このことから、本県では、災害廃棄物処理計画（平成 2 8 年 3 月策定）に基づき、平成 2 9 年 6 月に災害廃棄物処理連絡会を設置し、災害廃棄物の処理に係る情報共有や災害廃棄物処理に関する検討等を行うこととしています。

今年度につきましては下記のとおり開催することといたしましたので、貴団体職員の出席について御配慮をお願いします。

併せて、出席予定者について、別紙により令和 3 年 1 2 月 1 5 日（水）までに下記連絡先に記載のメールアドレスへ御回答ください。

記

- 1 日時  
令和 4 年 1 月 2 7 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0  
(受付は 9 : 3 0 から開始します)
- 2 場所  
福岡市博多区吉塚本町 9 - 1 5  
福岡県中小企業振興センター 4 階 4 0 1 会議室
- 3 内容（予定）
  - (1) 令和 2、3 年度に起きた災害の被災状況について
  - (2) 本県内における令和 2、3 年度に起きた災害に係る災害廃棄物の処理状況について
  - (3) 熊本県で発生した令和 2 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物の広域処理について
  - (4) 市町村災害廃棄物処理計画の策定状況等について
- 4 その他
  - (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、会場には消毒液を設置します。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により、開催を延期することがあります。

(連絡先)

福岡県環境部廃棄物対策課

計画指導係 前原

TEL : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 6 3

Mail : hai ki @pref. fukuoka. l g. i p



九州各県協会における災害廃棄物委員会の設置状況、協議事項等について

	災害委員会 設置状況	委員長	構成数	本部役員	支部役員	青年部会	一般会員	備考	開催数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福岡県	○	吉富 慎一 (株)成田美装センター	9		9			うち協会役員9名	1	1		
佐賀県	○	釜崎 博昭 (株)三協環境開発	10		8	2		うち協会役員7名	0		12月6日設置	
長崎県	○	中ノ瀬 浩己 (株)中ノ瀬商店	11	5		4	2	うち協会役員5名	3		2	1
熊本県	○	石坂 孝光 有価物回収協業組合石坂グループ	16	1	13	2		うち協会役員13名	7		6	1
大分県	○	尾形 嘉博 (株)環境整備産業	8		8			うち協会役員8名	0			
宮崎県	○	山下 栄 (有)山下商事	5		5			うち協会役員5名	7		7	
鹿児島県	○	坊野 好伸 (株)祁答院土木	12	2	10			うち協会役員12名	1		1	
沖縄県	○	赤嶺 大介 街クリーン(株)	9	9				うち協会役員9名	1		1	
計	8											

※各県災害廃棄物委員会における検討・協議事項については別紙に示す。

## 各県災害廃棄物委員会における検討・協議事項について

県名	検討・協議事項
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策委員会について</li> </ul> <p>1. 目的</p> <p>福岡県との「災害等における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」にもとづき、福岡県域の市町村との協定の締結を推進することを目的とする。</p> <p>2. 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村との協定締結に関すること</li> <li>(2) その他これに付随する事業に関すること</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点でなし。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理要請対応マニュアルについて</li> <li>・災害廃棄物処理対策の体制づくりについて</li> <li>・災害廃棄物処理初動訓練実施要領について</li> <li>・市町の災害廃棄物仮置場候補地調査について</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援行動マニュアルの改訂（本部：新設、支部：見直し）</li> <li>・支部管轄市町村の災害廃棄物仮置場設置状況等の確認</li> <li>・災害支援行動マニュアルの改訂に伴う熊本県との意見交換会</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点でなし。</li> </ul>

宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網体制の整備</li> <li>・ 災害廃棄物支援規程</li> <li>・ 災害時連絡フォーム（HP）</li> <li>・ 資機材調査</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定に基づく支援体制の整備について</li> <li>・ 情報伝達訓練の実施について</li> <li>・ BCPの策定支援について</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県と沖縄県協会にて、「災害発生時の廃棄物処理に関する協定」の締結</li> <li>・ 災害支援行動マニュアルの新設</li> </ul>



## 第 1 回九州地域協議会災害廃棄物委員会

県 名 福岡県記入者 吉富 慎一

## 【 提 案 議 題 】

## 〈議 題 1〉

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

## 〈提案趣旨〉

昨今、大規模な災害が発生する中、当協会では、現在 21 市、13 町、1 村 計 35 市町村（令和 4 年 7 月 1 日付け）災害廃棄物の処理に関する協定を締結しており、毎年、災害時に協力可能な車両・重機等集計したのもも締結している各市町村へ情報を提供し、緊急時の対応に備えております。（別紙参照）

しかしながら、締結しているすべての市町村との連携が取れている状況ではありません。各県の災害廃棄物の処理等に関する協定締結をしている市町村とどのような情報交換・共有等されているのか、今後の参考とさせていただきたいので、御教示いただきたい。

締結している市町村の連携の例

- ・ 有事の際の作業分担や委託業務の権限範囲
- ・ 通常時の自治体との情報交換等
- ・ 担当者連絡体制について
- ・ 市町村へのフォローについて
- ・ 災害廃棄物処理計画策定状況について

など

## 災害時に協力可能な車輛・重機等集計表

公益社団法人福岡県産業資源循環協会  
令和4年5月31日現在

令和4年5月31日現在における災害時に協力可能な車輛・重機の台数について  
下記の通りご報告致します。

協力支援可能な事業者数 162社

車輛

項 目	台数
深ボディダンプ車(4t)	75台
深ボディダンプ車(5t-10t未満)	20台
深ボディダンプ車(10t)	160台
脱着装置付コンテナ車(4t)	90台
脱着装置付コンテナ車(5t-10t未満)	57台
脱着装置付コンテナ車(10t)	70台
パッカー車(2t)	97台
パッカー車(4t)	168台
散水車または高圧散水車	42台

重機

項 目	台数
バックホウ 0.45クラス (クローフォーク付)	56台
バックホウ 0.45クラス (クローフォーク付 ゴムキャタ使用)	55台
バックホウ 0.45クラス (マグネット付)	7台
バックホウ 0.45クラス (カッター付)	16台
バックホウ 0.7クラス (クローフォーク付)	61台
バックホウ 0.7クラス (クローフォーク付 ゴムキャタ使用)	10台
バックホウ 0.7クラス (マグネット付)	32台
バックホウ 0.7クラス (カッター付)	19台
ホイールローダー	112台

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社) 佐賀県産業資源循環協会

< 議題1 > 提案協会名：(一社) 福岡県産業資源循環協会

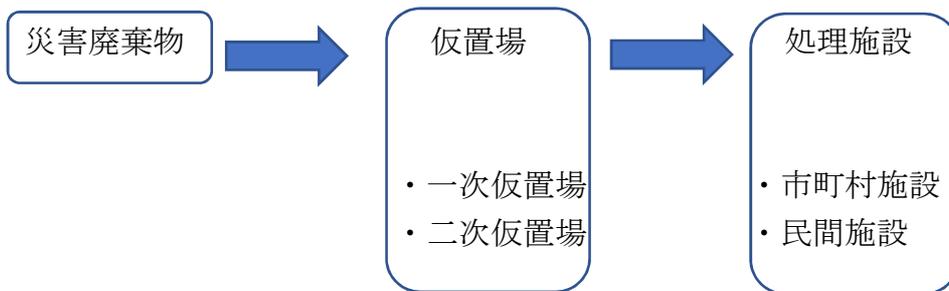
災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

- 1 災害廃棄物処理支援協定の締結状況  
佐賀県及び県内全市町（10市10町）と締結済み
- 2 市町との連携の状況
  - (1) 毎年、資機材調査の結果を送付
  - (2) 毎年、協会各支部の支部長等の連絡先、市町ごとの幹事社名を送付
  - (3) 県主催の市町職員研修会で協会の役割・支援内容、お願い事項を伝達（別紙参照）
  - (4) 県主催の地区別意見交換会で市町、当協会、一廃の協会と意見交換
  - (5) 個別の市町から要請を受けて、仮置場候補地を視察の上、助言
  - (6) 個別の市町から要請を受けて、災害廃棄物処理計画案について助言
  - (7) 稼働中の仮置場において、視察を希望した市町職員に対して説明

# 令和4年度佐賀県災害廃棄物処理対策市町職員リーダー研修会 資料

令和4年5月31日  
(一社) 佐賀県産業資源循環協会



- 災害廃棄物の発生量に応じて、仮置場の設置が必要となります。  
当協会が仮置場の管理運営を支援した実績（発生量は補助対象分）
  - ・R1年 武雄市 5, 760トン、大町町 2, 977トン
  - ・R2年 鹿島市 1, 495トン、太良町 82トン
  - ・R3年 武雄市 3, 737トン、大町町 1, 381トン
- 当協会は、仮置場の管理運営とそれ以降の業務に精通しています。
- 仮置場の管理運営等について要請があれば、当協会が支援します。  
原則、要請は、県循環型社会推進課にしてください。（市町→県→当協会）  
直接、当協会に要請いただいても結構です。（市町→当協会→県）
- 当協会のみでの対応が困難な場合は、  
当協会から九州各県の産業資源循環協会に要請し、支援します。  
大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会が、広域連携チームを立ち上げて支援します。
  - 構成 九州沖縄の各県及び政令市、国機関
  - 有識者 九州大学 島岡隆行、名古屋大学 平山修久
  - (公社) 全国産業資源循環連合会九州地域協議会
  - 事務局 九州地方環境事務所

## 市町の皆様にお伝えしたいこと。

災害対応は、先手必勝に尽きる！ 円滑な処理は、ノウハウのある団体へ！

### 1 事前に仮置場を選定しておく。

理由

- ・災害が発生すると短期間のうちに仮置場の設置が必要だが、必要な条件を満たす必要があり、決定までに時間がかかる。

### 2 仮置場の選定は、当協会等と相談しながら検討する。

理由

- ・必要な条件を満たす適地かどうかの助言を受ける必要  
位置、広さ、地盤、車両の導線、レイアウト（分別）、  
発災して受入開始までの準備期間 等

### 3 役割分担を事前に決めておく。

理由

- ・災害が発生すると、様々な業務を速やかに回していく必要があるため、役割分担（直営か委託か、委託先はどこか）を事前に決めて、首長、関係者の合意を得ておいた方がよい。
  - ・家庭から仮置場までの収集・運搬
  - ・仮置場の管理
  - ・仮置場から処理施設までの収集・運搬
  - ・処理 等

### 4 住民周知のためのチラシについて当協会等と相談しながら、事前に検討しておく。

理由

- ・仮置場には分別して持ち込む必要があり、住民、ボランティア団体等に事前に周知しておいた方がよい。

### 5 発災してから仮置場オープンまでの準備期間を当協会と検討しておく。

実際に発災した場合、当協会と協議して準備期間を決定し、その間は、受け入れないこと。

理由

- ・仮置場のオープンには準備期間が必要。状況に応じて準備期間が異なる。
- ・準備が不十分なままで受け入れると、混乱するし、費用もかさむ。

### 6 ボランティアセンターの立ち上げをお願いします。

理由

- ・仮置場の管理・運営に当たり、車両誘導、荷下ろし補助で、ボランティアを要請したい場合があるため。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

< 議題1 > 提案協会名：(一社) 福岡県産業資源循環協会  
災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

本県の状況は次のとおりです。

1. 災害廃棄物処理協定の締結状況（令和4年6月末現在）

長崎県協会においては、離島地区（3市2町）を除く16市町との災害廃棄物処理協定の締結に努めており、現在、13市町と協定を締結しています。

2. 協定締結後の取組状況

(1) 有事の際の作業分担や委託業務の権限範囲

有事の際の具体的な作業分担や委託業務の権限範囲などについては協議していませんが、必要な取組と考えており他県の協会の状況を参考にしながら整理していきたいと考えます。

(2) 通常時の自治体との情報交換、市町村へのフォロー等

①支援可能な資機材、人材情報の市町村への提供

協定の締結にあたり、支援可能な資機材を保有している会員数と資機材保有状況の一覧表を提供しています。資機材調査については毎年実施することから、締結自治体へはその調査結果を引き続き提供する予定です。

また、本年度から支援可能な人材の調査も実施することとしており、その結果についても情報提供する予定です。

②災害廃棄物仮置場の現地調査の実施

災害廃棄物仮置場候補地の現地調査を行い、その情報を整理するとともに仮の配置図案を作成し提案しています。

③市町村の一般廃棄物処理施設の調査の実施

今後、市町村の一般廃棄物処理施設の調査を実施し、災害廃棄物の搬入に際し注意すべき点を整理していきたいと考えています。

(3) 担当者連絡体制について

市町村は定期的に人事異動があるため、年度当初に確認するようにしています。また、協会会員の連絡網についても整備しています。

(4) 災害廃棄物処理計画について

市町のホームページに掲載があるものについては入手していますが、自治体によっては公表していないところもあります。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：熊本県産業資源循環協会

< 議題1 > 提案協会名：(一社)福岡県産業資源循環協会

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

1. 災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況について

- ・熊本県と締結 平成21年
- ・全市町村(45市町村)と締結 平成24年

2. 各市町村との連携について

(1) 市町村の会議への出席

各支部(6支部)において、市町村が行う防災会議等に参加し、災害廃棄物処理についての情報交換を行うとともに市町村が策定する災害廃棄物処理計画に対する意見を述べております。

また、各市町村に担当支部の災害廃棄物処理支援行動マニュアルを送付し、平常時より連携を努めております。(国県にも情報提供)

(2) 支部管轄市町村の災害廃棄物仮置場設置状況等の確認

令和2年豪雨災害までで市町村が設置している仮置場について、本県委員会で課題を抽出しております。

この課題に対しては、支部管轄市町村の設置している仮置場を6～8月に各支部で現地確認(別紙:状況調査票)し、災害時に支障を来さないよう設置に関して助言を行っております。



## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：大分県産業資源循環協会

< 議題 1 > 提案協会名：(一社)福岡県産業資源循環協会

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

・大分県協会では、県内の全市町村（18市町村）と「大分県災害廃棄物の応援に関する協定書」の関する実施細目の協定締結をしています。

・有事の際の作業分担や委託業務の権限範囲

有事の際に基本協定書第3条の規定に基づき災害廃棄物の処理等の実施が円滑にできるよう、その詳細について、協議することとしている。

しかし、実際はどのようにすべきか悩んでいる状況にある。

・通常時の自治体との情報交換等

災害発生時、県に協力できる資機材等について、毎年報告をしている。

基本協定書では「5月末までに報告」とされているが、現在情報集計中である。

・担当者連絡体制について

市町村の担当者とは、休日夜間を含めて連絡できるよう現在連絡網を作成中

・市町村へのフォローについて

仮置きの提供や選定、災害対策会議や防災訓練へ参加できるとしているが、声がかかったことはない。

・災害廃棄物処理計画策定状況について

全18市町村計画策定済み

なお、県との基本協定書及び18市町村との実施細目協定書の写しを添付します。

2-2-1-1-2 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（社団法人大分県産業廃棄物処理業協会）  
（現一般社団法人大分県産業廃棄物協会）

大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書

大分県（以下「甲」という。）と社団法人大分県産業廃棄物処理業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協定に、平成19年2月1日に締結した大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定を見直し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大分県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、当該災害により発生した災害廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去事業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬事業
- (3) 災害廃棄物の処分事業
- (4) 前各号に伴う必要な事業

第3条 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名と連絡責任者
- (2) 協力の要請内容（必要とする人員、車両、資機材等の名称及び数量、場所、日時）
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保し、被災市町村が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

第3条 乙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する会員の調整、被災市町村と会員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（災害時の情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

第4条 乙は、災害廃棄物処理等に関し、協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、その会員が実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第2条第1項の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として当該被災市町村が負担するものとし、その額等は、災害発生直前における適正な価格を基準として、協力を要請を行った被災市町村と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大分県生活環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人大分県産業廃棄物処理業協会事務局とする。

（他被災都道府県への応援）

第8条 甲が、被災した他の都道府県における災害廃棄物処理等についての応援を行うために協力を要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（会員の状況等の報告）

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な会員の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協定書の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県  
大分県知事 広瀬 勝貞

乙 大分市府内町1丁目6番6号36号 大光ビル4階  
社団法人 大分県産業廃棄物処理業協会  
会長 松田 正則

## 「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」に関する実施細目

由布市(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、平成23年12月1日到大分県と乙との間で締結した「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき、乙が応援を行う場合の実施細目について、次のとおり定める。

### (目的)

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

### (趣旨)

第2条 この実施細目における趣旨は、基本協定書第1条のとおりとする。

### (連絡窓口)

第3条 この実施細目に係る甲乙の連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口 由布市 環境商工観光部 環境課
- (2) 乙の連絡窓口 一般社団法人 大分県産業廃棄物協会事務局

### (協力の要請)

第4条 甲は、基本協定書第2条の規定により、乙との連携を図るために災害対策会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができる。

### (協力の要請手続)

第5条 甲は、基本協定書第2条第2項の規定により、大分県に対して協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 前項の連絡は原則として文書(ファクシミリを含む。)によるものとする。

### (災害廃棄物処理等の実施)

第6条 甲は、基本協定書第3条の規定による災害廃棄物の処理等の実施が円滑にできるよう、その詳細について、事前に甲乙協議を行うものとする。

### (一般廃棄物の処分業等の許可の取扱い)

第7条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第5号)第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を要しない乙の会員に対しても、災害廃棄物の処理等を委託することができる。

### (実績報告等)

第8条 乙の会員の災害廃棄物の処理等については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績を取りまとめ、甲へ報告するものとする。

### (費用)

第9条 基本協定書第6条の規定により乙の会員が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

### (専用ステッカー等の配布)

第10条 甲は、災害廃棄物の処理等に従事している収集運搬車、重機等が明確に識別できるように、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

### (災害状況等の情報提供)

第11条 甲は、交通網の被害状況等の情報を乙に提供するものとする。

### (災害廃棄物仮置場の選定等)

第12条 甲は、災害廃棄物の処理等を円滑に行うため、災害廃棄物の受入れが可能な乙の会員の所在地を災害廃棄物仮置場として事前に選定することができる。

2 甲は、前項の規定により選定された乙の会員に対し、災害廃棄物仮置場証明書を発行するものとする。

3 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため、乙の会員役職員からの仮置場責任者を任命することができる。

### (災害現場等への職員派遣)

第13条 甲は、災害廃棄物の取扱い及び管理について指示を行うため、災害現場及び災害廃棄物仮置場へ、甲の職員を派遣するものとする。

### (処理方法等への提案及び助言)

第14条 乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等についての提案及び助言を行うものとする。

### (疑義)

第15条 この実施細目の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲は乙とは、この実施細目を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年

甲

乙 大分市向原西1丁目1番27号

一般社団法人 大分県産業廃棄物協会

会長



加藤 祐行

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名： 宮崎県産業資源循環協会

< 議題1 > 提案協会名：(一社)福岡県産業資源循環協会

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

協定については、平成21年1月に県と締結して以降、平成28年から順次個別に市町村と進め、令和3年に未締結の14町村と一括協定を行い、今年7月8日で県内全市町村との締結が終了する。

市町村との連携については、昨年度から進めていく予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、連携を図ることができなかった。

今年は、市町村との連携を図ることも可能と思われ、顔の見える関係からはじめて、委託業務の内容や価格設定、仮置場の選定や運営要領等、順次進めていきたいと考えている。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社)鹿児島県産業資源循環協会

< 議題 1 > 提案協会名：(一社)福岡県産業資源循環協会

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

当県協会では、現在、県並びに 28 市町村(17 市 10 町 1 村)と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しておりますが、協力可能な資機材数量の報告(毎年 5 月末実施)以外の情報交換・共有は実施しておりません。

今後の市町村との連携に係る取り組み等については、他県協会の取り組みを参考にしながら検討したいと考えております。

※ 県内市町村における災害廃棄物処理計画策定状況について

策定済：37 市町村

未策定：6 町村

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：沖縄県 産業資源循環協会

< 議題 1 > 提案協会名：(一社) 福岡県産業資源循環協会

災害廃棄物の処理等に関する協定締結状況及び各市町村との情報交換について

< 回答趣旨 >

沖縄県協会においては、沖縄県と平成 23 年 3 月「台風等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する」協定締結をしております。

その後、平成 29 年度に沖縄県災害廃棄物処理計画を策定し、その一環として「平成 31 年 4 月「災害発生時の廃棄物処理に関する協定」を締結の最終段階まで行きましたが、県知事の交代等により締結していません。

本年度、沖縄県と上記協定の締結に向けて、引き続き協議していく事の確認をしている状況です。

また毎年、協会員からの災害時に協力可能な車両・重機等を集計把握し、緊急時の対応に備えておりますが、現在 4 1 市町村と災害廃棄物の処理の関する協定を締結してないので、情報交換・共有等されてないのが現状です。

沖縄県協会も今後の参考とさせていただきたいので、ご教授願います。

## 第 1 回九州地域協議会災害廃棄物委員会

県 名 長崎県

記入者 濱田 尚武

## 【 提 案 議 題 】

## 〈議 題 2〉

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

## 〈提案趣旨〉

長崎県協会においては「災害廃棄物処理初動訓練実施要領」を定め、本年度から情報伝達訓練や人員・資機材提供情報訓練等を実施することにしてはいますが、災害廃棄物処理で重要となる災害廃棄物仮置場設置訓練については訓練場所の確保や訓練に必要な財源のこともあり実施の見通しが無い状況にあります。この点について各県協会の取組状況を下記によりご教授願います。

(1) 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容

(2) 訓練に要する財源の確保と予算額

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：福岡県産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

(1) 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容  
今のところ、ございません。

(2) 訓練に要する財源の確保と予算額  
今のところ、ございません。

※回答期限：令和4年6月29日(水)必着

メール ([info@kuma-sanpai.or.jp](mailto:info@kuma-sanpai.or.jp)) にてご回答ください。

※その他に部会の事業報告書等(フォーマットは問いません)があれば併せてお送りください。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社) 佐賀県産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

令和3年度に県からの委託事業で実施を計画しておりましたが、雨季に入り、地盤の問題等があり、中止しました。

なお、同年の豪雨災害で実際に設置した仮置場の運営状況を、希望する市町職員に視察してもらい、説明を行いました。

以下は、計画していた内容です。

提案議題は、協会員を対象とした訓練を想定されていると思われませんが、当協会で計画したものは、どちらかという市町職員を対象に、事前準備の重要性を理解してもらうために計画したものです。

1 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容  
別紙のとおり

2 訓練に要する財源の確保と予算額  
県からの委託料150万円。

破砕機等を持ち込めば予算不足するけど、臨場感を出すためには必要という話をしました。

# 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練 実施計画書

## 1 目的

初動が重要であることから、災害発生から3日目～5日目を想定して、仮置場の設置・運営訓練を実施することにより、仮置場における初動対応のポイント、事前準備の重要性を理解してもらう。

実施にあたっては、実際必要とされる車両・重機・看板等を準備し、搬入・搬出ルートを設定するなど、これまでの事例を踏まえ、リアル感をもった内容とする。

## 2 主催者

(一社) 佐賀県産業資源循環協会 (以下「協会」という。)  
佐賀県委託事業

## 3 期日

令和3年6月16日(水)

## 4 場所

佐賀市南部中継所(旧川副・東与賀清掃センター)  
佐賀市川副町大字犬井道5727

## 5 時間

9:30～16:30 午前、午後で2部構成(詳細は下記のとおり)

9:30 集合

9:45 開催挨拶

10:00～12:00 1部(搬入関係)

12:00～13:30 休憩

13:30～15:30 2部(搬出関係)

15:30～16:00 質疑応答

16:30 解散

## 6 参加者

70人(市町40、県5、協会20、一般廃棄物処理業者5)

## 7 訓練内容

### (1) 市町の初動対応

- ① 市町が初動対応で留意すべき点を説明
- ② 住民への周知チラシの説明

### (2) 仮置場の設置・運営

- ① 搬入路、搬出路の設置、案内板の設置
- ② 分別置場の設置、案内板の設置
- ③ 車両等機材を準備、用途を説明  
鉄板、0.45バックホー、20m<sup>3</sup>コンテナ脱着ダンプ、  
8m<sup>3</sup>コンテナ脱着ダンプ、移動式破砕機、軽トラ、看板 等
- ④ 廃棄物は佐賀市が準備
- ⑤ 要員の配置  
入口、出口、分別置場等
- ⑥ 分別して搬入された場合、混合状態で搬入された場合の対応を説明
- ⑦ 搬出先（市町の処理施設）の説明（受入条件、必要な処置）

### (3) 質疑応答の時間を設ける。

### (4) 参加者にアンケートを実施して集計し、参考とする。

## 8 その他

### (1) マスコミ公表を行う。

### (2) 小雨決行。中止の場合は、協会のホームページで周知する。

## 9 問合せ先

(一社) 佐賀県産業資源循環協会 事務局  
電話 0952-37-7521  
Fax 0952-37-7522  
Mail info@saga-sanpai.or.jp

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：熊本県産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

(1) 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容

本県協会南部支部が、平成26年度に八代市と共同で訓練を実施しておりますので、別紙のとおり参考資料を添付します。

(2) 訓練に要する財源の確保と予算額

本県協会では、毎年、災害発生を想定した支援訓練の実施検討について事業計画に組み込んでおります。

平成24年度の熊本広域大水害、平成27年度の第15号台風災害、平成28年度の熊本大震災及び令和2年7月豪雨災害の支援実績の検証を基に、災害時の対応強化を図るため、熊本県及び市町村と連携し、災害支援訓練の実施を検討しております。

## 南部支部による災害廃棄物の分別・運営訓練

開催日：平成27年3月21日（土）9：00～11：00

場 所：八代市新港町 株式会社 津田 八代工場

主催者：八代市

熊本県産業廃棄物協会 南部支部

参加者：34名

### 【概要】

八代市が災害廃棄物の仮置場を設置したことを想定し、仮置場のノウハウや分別知識の習得を目的として、八代市と熊本県産業廃棄物協会南部支部が共同で実施したものです。

訓練は2部構成で行われました。

#### 1部 南部支部会員による災害廃棄物の分別

- i 仮置き場に災害廃棄物の搬入
- ii 産業員による分別作業（廃棄物の種類毎に持ち込みヤードを事前設定）
- iii 有害物等の危険物の対応
- iv 分別内容の確認
- v 教官（南部支部幹事）からの講評

#### 2部 仮置き場運営（協会会員と八代市職員で模擬演技）

- i 一般住民への対応：持ち込み廃棄物のチェック、便乗物の持ち帰り指導
- ii 便乗持ち込み者対応：事業系廃棄物について搬入拒否
- iii 県外からの便乗持ち込み対応：当該持ち込み者のクレーム対応



## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：大分県産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

(1) について、未実施

(2) について、よって財源は確保されていない。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：宮崎県産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

(1) 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容

宮崎県協会では、以前、県総合防災訓練の一環として、仮置場設置・運営訓練を行っていたが、近年、他の訓練に取って代わられ、実施に至ってない。

(2) 訓練に要する財源の確保と予算額

協会の自主財源で実施するには負担が大きいため、産廃税を扱う県担当課職員には、他県の行政を巻き込んだ訓練の実施内容が示された記事等を見せて、県主導の実施を要望しているところである。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社)鹿児島県産業資源循環協会

< 議題2 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

当県協会における初動訓練については、各支部会員を対象とした情報伝達訓練の実施（毎年2支部を対象）のみで、災害廃棄物仮置場設置・運営訓練は実施していません。

このため、照会の（１）（２）について該当はなく、今後、他県の取り組みを参考にしながら検討したいと考えております。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：沖縄県 産業資源循環協会

< 議題 2 > 提案協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理初動訓練の実施について

< 回答趣旨 >

沖縄県協会は恥ずかしながら、今後「災害廃棄物支援行動マニュアル」を新設の取組みを行う状況です。

(1) 災害廃棄物仮置場設置・運営訓練の内容

・実施の見通しが不明な状況です。

(2) 訓練に要する財源の確保と予算額

・実施の見通しが不明な状況です。



第 1 回九州地域協議会災害廃棄物委員会

県 名 長崎県

記入者 濱田 尚武

【 提 案 議 題 】

〈議 題 3〉

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

〈提案趣旨〉

災害廃棄物処理では資機材の調達のほか業務に従事する人材の確保も重要となります。長崎県協会では、会員を対象に従来実施している資機材調査に加え、災害廃棄物処理時に派遣できる人材について調査することとしていますが、各県協会の取組状況をご教授願います。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：福岡県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

当協会では、毎年資機材調査は実施しておりますが、災害廃棄物処理時に派遣できる人材（現場作業員等）の調査は実施しておりません。

※回答期限：令和4年6月29日（水）必着

メール（[info@kuma-sanpai.or.jp](mailto:info@kuma-sanpai.or.jp)）にてご回答ください。

※その他に部会の事業報告書等（フォーマットは問いません）があれば併せてお送りください。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社) 佐賀県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社) 長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

1 災害廃棄物処理時に派遣できる人材（現場作業員等）についての事前調査

実施していません。

事前調査をしても、資機材についても人員についても、発災した時点で改めて、何時から何時まで出せるかを会員に照会する必要があります。

照会しても仮置場における人員が不足するのに対応するため、ボランティアの活用を検討しており、関係機関と協議しているところです。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：熊本県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

本県協会では、平常時ならびに災害発生時に別紙のとおり調査を行っております。

なお、本資料は全国産業資源循環連合会災害廃棄物委員会（令和3年度第4回）が開催された際に、本県協会が説明を行ったものです。



- ③受入可能廃棄物品目 ※裏面参照
- ④支援可能な受入量
- ⑤備考（単位）

(2) 支援実動数 入力項目

- ⑥市町村（稼働中）
- ⑦現場名（仮置場名）
- ⑧稼働数

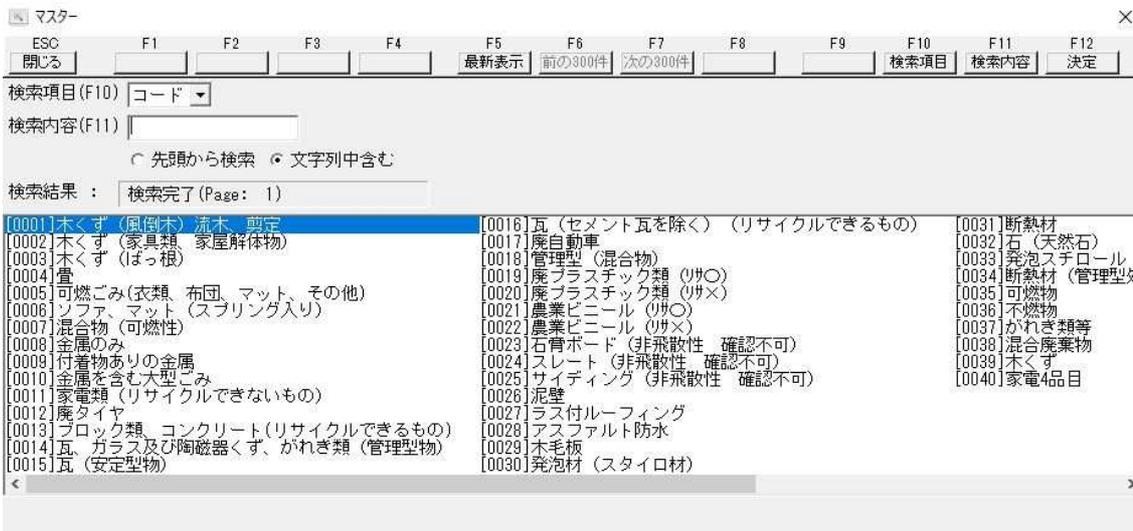
(3) 帳票の出力

管理データ（1）～（2）は、支部や処理業者ごとに帳票を出力（紙、Excelデータ等）することができる。

【入力例 ①支援可能項目】



【入力例 ③受入可能廃棄物品目】



熊産協第 59 号  
令和2年3月25日

協会員 各位

一般社団法人熊本県産業資源循環協会  
会 長 野 原 雅 浩

熊本県及び市町村との災害廃棄物処理の支援活動に関する協定に伴う  
災害廃棄物処理に対応可能な施設・車両重機等の現状調査の確認に  
ついて

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年5月15日に熊本県と締結した「災害廃棄物処理の支援活動に関する協定」を基本として災害を想定した事項を規定した実施細目協定を平成24年までに全ての市町村と締結しており、平成24、27年豪雨災害、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の災害支援活動を実施して参りました。

このため災害体制構築に向けて平成31年3月19日付けで現状調査を行い、貴会員からご回答頂いているところです。

つきましては、昨年度に引き続き車両や重機等の保有台数、施設等の実態調査を行いますので、昨年度から変更がある場合は別紙:調査票にご記入のうえ、令和4年1月日(金)までに協会へFAXでご返信お願い致します。

なお、変更がない場合にも、確認票にチェックいただき、令和4年1月 日(金)までに協会へFAXでご返信願います。

〔報告、問合せ先〕 (一社)熊本県産業資源循環協会  
TEL096-213-3356  
FAX096-213-3362  
担当者 :久保

切り取らずにそのままご返送ください。

【 確認票 】

- 昨年度の調査票の内容に変更はありません。
- 昨年度の調査票を変更します。(別紙:調査票に変更内容をご記入下さい。)

会員企業名  
記入者名

---

# 災害廃棄物処理に係る調査票(運搬車両・重機・廃棄物処理施設等)

令和2年 月 日記入

記入者名:

項目		記入欄	
1	会員企業名		
2	車 両	保有台数	
	①深ボデーダンプ車	2t( 台)、4t( 台)、7t( 台)、10t( 台)、 その他( t 台)、計( 台)	
	②土砂ダンプ	2t( 台)、4t( 台)、10t( 台)、その他( t 台) 計( 台)	
	③平ボデーダンプ	2t( 台)、4t( 台)、10t( 台)、その他( t 台) 計( 台)	
	④特殊深ボデー車	積載量20m <sup>3</sup> 以上( 台)、その他( 台)、計( 台)	
	⑤パッカー車	2t( 台)、4t( 台)、10t( 台)、その他( t 台) 計( 台)	
	⑥ガット車	4t( 台)、10t( 台)、その他( t 台)、計( 台)	
	⑦トレーラ土砂ダンプ	20t超( 台)、その他( 台)、計( 台)	
	⑧重機運送車両	0.45重機運送( 台)、0.70重機運送( 台)、 移動式破碎機等( 台)、その他( 台)、計( 台)	
3	重 機	保有台数	
	①ユンボ	0.15( 台)、0.25( 台)、0.45( 台)、 0.70( 台)、その他( 台)、計( 台)	
	②ショベルローダー	1.70( 台)、その他( 台)、計( 台)	
	③フォークリフト		
	④フォーククロー	0.15( 台)、0.25( 台)、0.45( 台)、 0.70( 台)、その他( t 台)、計( 台)	
	③散水車	4t( 台)、その他( t 台)、計( 台)	
4 (注)	産業廃棄物処理施設	許可等取得状況	
	①中間処理	一廃許可	有 ・ 無
		県届出	有 ・ 無
	②最終処分	一廃許可	有 ・ 無
県届出		有 ・ 無	

【記入方法は、別紙参照下さい。】 その他( )は、種別毎台数を具体的にご記入願います  
 令和2年4月17日(金)までに熊本県産業資源循環協会にFAX(096-213-3362)によりご返信下さい。

(注)  
 災害廃棄物は、一般廃棄物であるため産業廃棄物処理業許可だけでは受入れることはできません。  
 そのため産業廃棄物処理施設で災害廃棄物进行处理するためには「一般廃棄物処分業許可」若しくは  
 「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出」が必要となります。



**緊急**

FAX 096-213-3362  
(一社) 熊本県産業資源循環協会 行

資料2

**災害廃棄物支援に関する会員企業の対応可能な支援の状況調査**

熊本県南豪雨による市町村からの災害廃棄物の支援要請に伴い会員企業の現段階で対応可能な人的支援、移動式処理機、重機、収集運搬車輛、処分施設を把握したいので、ご協力をいただける会員企業は、以下にご記入のうえ、7月10日(金)までにFAXにより協会事務局へご返信下さい。

なお、期日までに返信されない場合は、対応不可能とさせていただきます。

**1 【仮置き場（現場作業員）】**（自社員のみ、派遣は除く）

現場作業員数	人
--------	---

**2 【移動式処理機、重機、車輛等】** 対応可能な数量を記入下さい。（自社所有分のみ、リース除く）

NO.	摘 要	支援可能数量 (現在、支援中で使用しているものを除く)
(1) 移動式処理機		
	破砕機（木くず）	台
(2) 重機		
①	ユンボ（0.45）	台
②	ユンボ（0.70）	台
③	ショベルローダー（1.70）	台
④	散水車4t	台
(3) 収集運搬車輛		
①	深ボデーダンプ（2t）	台
②	深ボデーダンプ（4t）	台
③	深ボデーダンプ（7t）	台
④	深ボデーダンプ（10t）	台
⑤	土砂ダンプ（2t）	台
⑥	土砂ダンプ（4t）	台
⑦	土砂ダンプ（10t）	台
⑧	特殊深ボデー車（積載量50m <sup>3</sup> 以上）	台
⑨	パッカー車（2t）	台
⑩	パッカー車（4t）	台
⑪	パッカー車（10t）	台
⑫	ガット車（4t）つかみ付	台
⑬	ガット車（10t）つかみ付	台
⑭	トレーラ土砂ダンプ（20t超）	台

**3 【処分施設（中間処理・管理型最終処分）】**

災害廃棄物を処分する場合は、一般廃棄物設置許可か熊本県への届出が必要です。

NO.	摘 要	支援可能な受入量
①	可燃物	m3
②	不燃物	m3
③	がれき類等	m3
④	混合廃棄物	m3
⑤	木くず	m3

令和2年7月 日

会 員 名  
責任者名

携帯番号 — —

## 仮置場運営等にご協力いただく際のルール

### 1. 全体

- ① 皆様からご回答いただいたアンケートの集計結果は、管理者にお渡しします。
- ② どの会社様にどのような内容の協力要請をするかは、管理者の判断となります。
- ③ 協力要請をする場合は、管理者から各社に直接連絡が入ります。各社から管理者への連絡は控えてください。
- ④ ご協力いただく期間は、管理者の判断となります。
- ⑤ 予定していたよりも、ご協力いただく期間が短くなる場合があります。いかなる事情であっても、管理者の判断に従ってください。
- ⑥ 仮置場や収集・運搬時にトラブル等を起こした場合、トラブルを起こした方だけではなく、その会社に所属する他のメンバーも本事業には携われなくなります。
- ⑦ 派遣できる人員は、自社に所属している人員のみとなります。  
その際、雇用状況(保険証若しくは雇用契約等)を確認できるものを提示ください。
- ⑧ 重機及び重機オペレーターは、1ヶ月以上派遣できる人を選定してください。(管理者の判断で1ヶ月以下になる場合があります。)
- ⑨ 作業員は、2週間以上派遣できる人を選定してください。(管理者の判断で2週間以下になる場合があります。)
- ⑩ 仮置場の運営については、管理者に一任しています。理事・支部長・事務局等へのクレーム・お問い合わせは控えてください。

### 2. 現場の従事者(現場に派遣される際に、必ず伝達してください。)

- ① 現場で管理者が定めるルールに従ってください。所属している会社のルールよりも、現場のルールを優先してください。
- ② 管理者及び現場で定められているリーダーの指示に従ってください。
- ③ 仮置場に災害廃棄物を搬入されるのは被災者やボランティアの方々です。いかなる事情があっても、言い争い、喧嘩(トラブル等)は許されません。
- ④ 以上のルールを守れていないと管理者が判断した場合、本人だけではなく、その会社に所属する他のメンバーも本業務には携われなくなります。

以上



## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：大分県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

毎年、別紙のとおり「災害時に協力・支援可能な資機材調査」をする中で人材（協力・支援可能な従業員数）を各会員に聞いている。（この様式は、愛媛県協会のものを変化させたものです。）

なお、協会事務局で取りまとめて県に報告している。

会員各位

一般社団法人大分県産業資源循環協会  
専務理事兼事務局長 森下 昌勅

災害時に協力・支援可能な資機材調査について(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のことについては、平成23年12月1日に大分県と締結した「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」第9条の規定に基づき、協力が可能な会員の状況等について報告することとされています。

つきましては、別添の調査票にご記入の上、6月30日(木)までに FAX 又は Eメールにてご回答いただくようお願いいたします。

なお、ご回答にあたっては、下記の事項を前提としてください。

#### 記

#### 【前提条件】

- ① ご協力いただいた回答につきましては、調査結果を整理し大分県及び県内市町村に報告するとともに、協会における協力・支援体制整備の検討資料として活用させていただきます。
- ② 「災害廃棄物」は、一般廃棄物に区分され、その処理・処分は、概ね市町村事業で行われることとなりますが、業務遂行能力を有する産業廃棄物処理業者は、一般廃棄物処理業の許可の有無にかかわらず市町村の委託を受けて災害廃棄物の処理・処分を行うことが出来ます。
- ③ 収集運搬業務は、交通渋滞を防止し搬送効率を高めるため、自市町村内や周辺市町村に設置される「仮置場」や「(仮設)処理・処分施設」等までの運搬が中心になるものと思われます。
- ④ 仮置き場等では災害廃棄物の分別処理等の管理・運営を任されるものと思われます。
- ⑤ 解体作業に際しては、ミンチ解体は極力排し、リサイクル・再利用を考慮した分別解体(木質系、コンクリートがら、金属類に分別)を中心に要望されると思われます。
- ⑥ アスベストを吸音・結露防止材や耐火被覆材として使用している建造物の解体作業に際しては、シート養生、負圧除じん装置等による陰圧化作業などの特殊作業が要求されるものと思われます。

(一社)大分県産業資源循環協会 FAX 097-503-0351 TEL 097-503-0350 Eメール info@oita-sanpaikyo.or.jp
--

## 令和4年度の災害時に協力・支援可能な資機材調査票

会員名				代表者 氏名			
住所				TEL			
				FAX			
協力・支援可能な 従業員数				名	担当者氏名		
許可内容	<input type="checkbox"/> 収集運搬	<input type="checkbox"/> 中間処理		所属する 関連団体	<input type="checkbox"/> 建設業 協会	<input type="checkbox"/> 建設解 体業協会	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 最終処分						

(運搬車両)

種 類	深ボディ	平ボディ	脱着装置付 コンテナ車	パッカー	バキューム ダンパー	高圧洗浄車	その他 ( )
<b>大型車トラック</b> 総重量11トン以上 積載量6.5トン以上 (うち土砂等禁止)	台 ( 台 )	台 ( 台 )	台	台	台	台	台
<b>中型車トラック</b> 総重量7.5～11トン未満 積載量4.5～6.5トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台 )	台 ( 台 )	台	台	台	台	台
<b>準中型車トラック</b> 総重量3.5～7.5トン未満 積載量2～4.5トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台 )	台 ( 台 )	台	台	台	台	台
<b>その他トラック</b> 総重量3.5トン未満 積載量2トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台 )	台 ( 台 )	台	台	台	台	台

※車検証に土砂等禁止車両の標記があるものは ( ) にその内訳を記入してください。

(重機関係)

種 類	台 数	うちフォーク装着可	うちカッター装着可
<b>バックホウ(大)</b> (機体重量3トン以上)	台	( 台 )	( 台 )
<b>バックホウ(小)</b> (機体重量3トン未満)	台	( 台 )	( 台 )
<b>ショベルローダー</b>	台		
<b>フォークリフト</b>	台		
<b>重機運搬車両</b>	台		

※6/30(木)  
までに  
FAX又は  
Eメールで  
ご回答  
ください。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：宮崎県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

宮崎県協会の毎年の資機材等調査では、職員数の把握のみに留めている。

現実の災害発生時には、対応できる職員数も限られてくることが予想されることから、災害時でも使えるとの想定で、協会HPに「災害時連絡」として、協力の可能性、人材等派遣の可能性等を会員企業に入力してもらって、把握していく手段を持っている。

## 災害時に協力可能な車両・重機等集計表（宮崎）

令和4年3月末現在

協力支援可能事業者数	82社
収集運搬	75社
中間処理	30社
最終処分	8社

### 車両

項目	台数
深ボディ	
大型車（積載量6.5トン以上）	114
中型車（積載量4.5～6.5）	20
準中型車（積載量2～4.5）	64
その他（積載量2トン未満）	30
平ボディ	
大型車	138
中型車	140
準中型車	165
その他	103
脱着装置付コンテナ車	
大型車	19
中型車	27
準中型車	43
その他	2
パッカー車	
大型車	1
中型車	29
準中型車	63
その他	13
バキューム車	
大型車	11
中型車	1
準中型車	74
その他	11
ダンパー車	
大型車	16
中型車	4
準中型車	7
散水車	17
給水車	1
高所作業車	2
ボイラー車	2
TVカメラ車	6
船舶	4

### 重機

項目	台数
バックホウ	
3トン未満	287
うちフォーク装着可	49
うちブレーカー装着可	38
3トン以上	246
うちフォーク装着可	79
うちブレーカー装着可	81
ショベルローダー	113
フォークリフト	113
重機運搬車両	
10トン未満	20
10～20トン	34
20トン以上	14
小型移動式クレーン	
吊上げ加重1トン未満	10
1～5トン	86
5トン以上	16

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：(一社)鹿児島県産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

当県協会が実施する資機材調査においては、災害廃棄物処理時に派遣できる人材については項目に入れておりませんが、前提として、記入される資機材の数量は、オペレーター（人材）付きで供出可能と認識しております。

資機材調査の項目追加等、今後の取り組みについては、他県協会の取り組みを参考にしながら検討したいと考えております。

## 【提出議題回答用紙】

回答協会名：沖縄県 産業資源循環協会

< 議題3 > 提案協会名：(一社)長崎県産業資源循環協会

災害廃棄物処理に係る人材の事前調査について

< 回答趣旨 >

会員を対象に従来通り、災害時に協力可能な車両・重機等を集計していますが、災害廃棄物処理時に派遣できる人材（現場作業員等）については、調査するか検討中となっています。

沖縄県協会も今後の参考とさせていただきたいので、ご教授願います。



第 1 回九州地域協議会災害廃棄物委員会

県 名 長崎県

記入者 濱田 尚武

【 提 案 議 題 】

〈議 題 4〉

災害廃棄物処理に係る協議会の設置について

〈提案趣旨〉

災害廃棄物処理においては、自治体や一般廃棄物処理団体などの関係団体との連携が重要となりますが、各県において、これら関係機関での協議会が設置されているか、設置されている場合は、その組織構成や協議状況などについてご教示願います。

なお、長崎県においては設置されていません。

九州地域協議会災害廃棄物委員会 提案議題4 回答書総括

県名	回答書
福岡県	<p>福岡県では毎年、福岡県災害廃棄物処理連絡会が開催されており、当協会も福岡県災害廃棄物処理連絡会構成機関として、出席しております。</p> <p>・福岡県災害廃棄物処理連絡会設置要綱（P60～61）</p>
佐賀県	<p>佐賀県主催により、令和3年度から災害廃棄物対策地区別意見交換会を実施しています。（P62）</p>
熊本県	<p>（1）災害廃棄物処理に係る協議会の設置について</p> <p>本県においては、標記協議会の設置は行われておりません。</p> <p>また、災害発生時には熊本県や被災市町村が実施する災害対策会議等に参加し、被災市町村からの災害廃棄物処理支援要請に基づく災害廃棄物の処理等の支援活動が円滑に遂行されるよう、随時、災害廃棄物の処理・応急措置等について協議、情報提供を行っております。</p> <p>（2）その他</p> <p>令和4年5月、熊本県が市町村の担当職員向けに実施した「令和4年度熊本県災害廃棄物対応人材育成研修」において、本県協会の会員企業が講師を務め、研修会を実施しました。（P63）</p>
大分県	<p>本協会でも、設置されていません。</p>

宮崎県	<p>宮崎県では、県の担当課主催で、市町村、当協会、環境保全協会、保健所をメンバーとする災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を開催し、これに解体組合等も加えての図上訓練などを実施してきたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会合等も持てない状況にある。</p>
鹿児島県	<p>当県においては、関係機関での協議会は設置されていません。</p>
沖縄県	<p>沖縄県においても設置されていません。</p> <p>沖縄県協会も今後の参考とさせていただきたいので、ご教授願います。</p>

## 福岡県災害廃棄物処理連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 災害廃棄物の処理に係る関係者の連携を図り、迅速かつ適正な処理を行うため、福岡県災害廃棄物処理連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会は、次の事項について協議する。

- 一 福岡県災害廃棄物処理計画に基づく体制整備（連携）に関する事項
- 二 発災時における災害廃棄物の処理促進のために必要な事項
- 三 その他災害廃棄物処理に関する事項

### (組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる機関・団体に所属する者及び学識経験者で構成する。

- 2 連絡会に会長を置き、福岡県環境部廃棄物対策課長の職にある者を充てることとする。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第4条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 連絡会は、必要に応じて関係機関又は団体等の関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 連絡会の事務局は、福岡県環境部廃棄物対策課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は平成29年6月27日から施行する。

## 福岡県災害廃棄物処理連絡会 構成機関

分野（合計24名）	機関・団体名
国機関（2）	環境省九州地方環境事務所
	国土交通省九州地方整備局
県（4）	総務部危機管理局防災企画課
	環境部廃棄物対策課
	農林水産部農林水産政策課
	県土整備部企画課
県内自治体（11）	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	田川市
	行橋市
	太宰府市
	宮若市
	嘉麻市
	糸島市
	東峰村
	県内一部事務組合（1）
廃棄物関係事業者団体（4）	（公社）福岡県産業資源循環協会
	福岡県環境整備事業協同組合連合会
	（一社）福岡県解体工事業協会
	福岡県清掃事業協同組合連合会
学識経験者（2）	北九州市立大学国際環境工学部教授 伊藤 洋 教授
	九州大学大学院工学研究院教授 島岡 隆行 教授

## 令和3年度 災害廃棄物対策地区別意見交換会開催要領

### 1 開催目的

大規模災害に備えて、平時より地域における災害廃棄物対策に関する情報共有及び連携強化を図るため、地区別意見交換会を開催する。

### 2 主催

佐賀県

### 3 参加者

参加者は、市町災害廃棄物対策課、一部事務組合、一般廃棄物処理事業所、産業廃棄物処理事業所、その他災害廃棄物処理に関わる団体等の職員とする。

### 4 意見交換内容

- (1) 各市町が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 各地域における災害廃棄物対策に関する課題の検討
- (3) 大規模災害発生時の災害廃棄物対策に関する連携についての検討
- (4) その他大規模災害廃棄物対策に関する事項

### 5 その他

各地区ブロックに属する市町は、次のとおりとする。

地区名	属する市町
東部ブロック	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
中部ブロック	佐賀市、多久市、小城市
西部ブロック	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
北部ブロック	唐津市、玄海町

事務連絡  
令和4年（2022年）5月13日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会  
会長 野原 雅浩 様

熊本県環境生活部環境局  
循環社会推進課長

令和4年度（2022年度）熊本県災害廃棄物対応人材育成研修に係る  
講師について

日頃より、本県の廃棄物対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

表記研修の実施にあたっては、貴協会から講師として有価物回収協業組合石坂グループ 本部長 石坂広徳 様を御推薦いただいたところですが、研修内容等について協議のうえ、下記のとおり開催することとなりましたのでお知らせします。

なお、講師就任に係る依頼等については、直接、所属機関及び御本人あて送付しておりますことを申し添えます。

#### 記

#### 1 日 時

令和4年（2022年）5月18日（水） 9：30～12：00（午前の部）  
14：00～16：30（午後の部）

※午前、午後は同内容にて2回実施

#### 2 場 所

熊本県庁 行政棟新館2階 職員研修室

#### 3 研修内容及び講師（説明者）

##### ① 災害廃棄物処理に係る初動対応について

〔説明者〕 熊本県循環社会推進課 参事 篠原 亮

##### ② 令和2年7月豪雨における災害廃棄物処理の事例（仮題）

〔講 師〕 一般社団法人熊本県産業資源循環協会 石坂 広徳 氏  
（有価物回収協業組合石坂グループ 本部長）

##### ③ 人吉市における災害廃棄物処理について（仮題）

〔講 師〕 人吉市市民部環境課 課長補佐 堂坂 高弘 氏

#### 【担当】

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課 篠原  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
電 話 096-333-2277  
ファックス 096-383-7680  
メールアドレス shinohara-r@pref.kumamoto.lg.jp



第1回九州地域協議会災害廃棄物委員会  
(令和4年度)

各県協会災害廃棄物委員会  
事業報告書

## 第1回九州地域協議会災害廃棄物委員会

県名 佐賀県

記入者 立石 功

### 【 情報交換 】

#### 〈題 名〉

災害廃棄物の処理料金の単価の単位について

#### 〈詳細内容〉

トラックスケールを有しない最終処分場で災害廃棄物进行处理する場合の処理料金の単価の単位は、最終処分場の許可を $m^3$ でもらっていることもあり、 $t$ ではなく $m^3$ でお願いしたいとの意見があったため、佐賀県循環型社会推進課から環境事務所に確認してもらい、県からは次の報告を受けました。

●災害廃棄物処理（国庫補助対象）における、業者に支払う際の災害廃棄物の処理料金の単価の単位は、 $t$ でも $m^3$ でもよい。

- 1 原則は実測（トラックスケール）による重量（ $t$ ）
- 2 実測による重量（ $t$ ）で算出することが困難な場合は、体積（ $m^3$ ）でもよい。  
ただし、市町村が求める証拠書類は必要。  
例えば、トラックに積載されているところや最終処分場に積み下ろしされているところを、メジャーで都度計測し、その写真を証拠書類とするなど。
- 3 体積に換算係数をかけて算出した重量（ $t$ ）でもよい。  
ただし、2と同様の証拠書類は必要。
- 4 重量でなく体積を認めるかどうかは、市町村の判断となる。

●市町村から環境省に災害廃棄物量を報告する際の単位は、 $t$ である。

したがって、市町村が体積で報告を受けている量があれば、市町村は $t$ に換算して報告する必要がある。このため、業者は換算を求められる場合がある。

長崎県産業資源循環協会災害廃棄物処理対策委員会

事業報告書（ 令和3年5月 ～ 令和4年6月 ）

年	月	日	事業名	事業内容
3	5	14	第40回理事会開催	議題（関係部分） 1. 災害廃棄物処理要請対応マニュアルについて 2. 災害廃棄物処理対策委員会規程について
3	8	10	第1回災害廃棄物処理対策委員会開催	議題 1. 災害廃棄物処理対策委員会について 2. 同委員会の委員長及び副委員長について 3. 災害廃棄物処理要請対応マニュアルについて 4. 市町との災害廃棄物処理協定の締結状況について 5. 災害廃棄物処理対策委員会の活動について
3	11	19	第2回災害廃棄物処理対策委員会開催	議題 1. 災害廃棄物処理対策の体制づくりに係る課題の整理と対応について （1）各支部の支援体制について （2）支援資機材及び人材について （3）市町との連携について （4）訓練について 2. 九州地域協議会における災害廃棄物処理対策の動向について 3. 市町との災害廃棄物処理協定の締結状況及び協定締結市町の災害廃棄物仮置場の現地調査の状況について
4	4	25	第3回災害廃棄物処理対策委員会開催	議題 1. 災害廃棄物処理体制づくり等について （1）災害廃棄物仮置場の業務内容について （2）災害廃棄物仮置場における資機材、人材、作業日報等について （3）災害廃棄物処理初動訓練実施要領について 2. 市町との災害廃棄物処理協定の締結状況及び協定締結市町の災害廃棄物仮置場の現地調査の状況について
	メモ			

(一社) 熊本県産業資源循環協会 災害対策検討委員会

事業報告書 ( 令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日 )

月	日	事業名	事業内容
4	22	(一社)熊本県産業資源循環協会 災害対策検討委員会 令和4年度第1回	〈場所〉熊本県産業資源循環協会 〈出席〉熊本県4名、委員15名、事務局2名 議事： ・熊本県との意見交換について
<p>特記事項</p> <p>※今後の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月4日 (月) 熊本県産業資源循環協会令和4年度第2回災害対策検討委員会 (熊本県産業資源循環協会)</li> <li>・ 7月4日 (月) 全国産業資源循環連合会九州地域協議会第1回災害廃棄物委員会 (日本料理松扇一熊本県)</li> </ul>			

# 令和3年度活動状況について

(宮崎県)

## 第1回

4月19日(月) ホテルマリックス

- ・災害廃棄物処理における支援規程等の取組について
- ・資機材調査における際は維持連絡フォームについて

## 第2回

7月8日(木) ホテルマリックス

- ・災害時における復旧支援規程について
- ・支援行動マニュアルについて
- ・災害発生時における二次災害防止について
- ・災害廃棄物処理実行計画について

## 第3回

8月11日(水) ホテルニューウェルシティ宮崎

- ・災害廃棄物処理支援のための各市町村との連携について

## 第4回

9月10日(水) ホテルニューウェルシティ宮崎

- ・緊急連絡網について
- ・宮崎市委託契約書(災害廃棄物収集運搬)について
- ・九州地域における災害廃棄物処理の相互支援規程に関する協定

## 第5回

10月14日(木) ホテルニューウェルシティ宮崎

- ・災害廃棄物処理に係る市町村との協議について
- ・災害時における緊急連絡網の体制について

## 第6回

2月16日(水) ホテルマリックス

- ・資機材調査における災害連絡フォームについて
- ・災害廃棄物処理に係る市町村との協議について

(公社) 全国産業資源循環連合会 災害廃棄物委員会

事業報告書 ( 令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日 )

月	日	事業名	事業内容
4	6	(公社) 全国産業資源循環連合会 災害廃棄物委員会 令和4年度第1回	〈場所〉 W e b 〈出席〉 加久委員 (熊本県) 議事： 1. 災害廃棄物処理委託契約の充実及びマニュアルの整備等について 2. 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>
6	28	(公社) 全国産業資源循環連合会 災害廃棄物委員会 令和4年度第2回	〈場所〉 W e b 〈出席〉 加久委員 (熊本県) 議事： 1. 災害廃棄物の広域処理について 2. 中間報告の取りまとめ方法について
<p>特記事項</p> <p>※今後の活動について</p> <p>・ 7月4日 (月)</p> <p>全国産業資源循環連合会九州地域協議会第1回災害廃棄物委員会 (日本料理松扇一熊本県)</p>			

## 資料5

### 令和4年度第2回災害廃棄物委員会（Web会議）

#### 議事次第

令和4年6月28日（火）

10:00～12:00

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
  - ① 災害廃棄物の広域処理について
  - ② 中間報告の取りまとめ方法について
- 4 その他
- 5 閉会

#### <資料>

- ① 災害廃棄物の広域処理について（中国地域及び四国地域での事例）
- ② 災害廃棄物委員会委員名簿

## 災害廃棄物委員会委員

地域名	氏名	所属正会員名等	役職名
北海道・東北	新沼 学	(一社)岩手県産業資源循環協会	副会長
関東	大賀 実	(一社)千葉県産業資源循環協会	副会長
信越・北陸	小林 哲也	(一社)新潟県産業資源循環協会	専務理事兼事務局長
中部	山本 浩也	(一社)愛知県産業資源循環協会	理事・ 災害廃棄物処理対策に 関する特別委員会委員長
近畿	山本 彰徳	(一社)和歌山県産業資源循環協会	専務理事
中国	● 大塚 雅司	(一社)岡山県産業廃棄物協会 (公社)全国産業資源循環連合会	会長 理事
四国	岸 史郎	(一社)徳島県産業資源循環協会	会長
九州	加久 伸治	(一社)熊本県産業資源循環協会	専務理事

8名

● 委員長

## 中国地域における災害廃棄物処理の広域連携について

令和4年6月28日

中国地域協議会

- ・災害廃棄物処理については、各都道府県協会が地元自治体と災害時の協力協定を締結しているところであるが、近年、大規模化・広域化する災害に対し、被災地の協会だけでは対応できない場合が想定される。
- ・中国地域協議会では、平成30年の西日本豪雨災害の経験を踏まえ、令和3年3月1日に中国5県の協会が災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結した。
- ・応援要請にあたっては、事前に被災市町村及び県の承諾を得ることとし、各県協会の専務理事が連絡窓口となり、情報の提供、要請手続き、処理の実施、報告等について定めている。なお、協定作成にあたっては、四国地域協議会の相互応援協定を参考とした。
- ・一方、中国地域における地元自治体との協定に基づく県協会の災害対応には違いがあり、協会が直接受託者となる県もあれば、協会内で協議し特定の会員企業が受託者となる県、また、協会は参加会員リストを被災自治体に提供し、被災自治体が委託先を選定し個別に委託する県もある。
- ・県を超えた地域連携には多くの課題があり、相互応援協定の具体的な運用について、事務レベルで協議していくこととしていたが、新型コロナのためできていない。
- ・今後、中国地域協議会の相互応援協定の運用について協議を進めるとともに、四国地域を含めた中四国9県での連携についても模索していきたい。

以上

## 中国地域における災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書

公益社団法人全国産業資源循環連合会中国地域協議会を組織する各県協会は、災害廃棄物処理の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生に伴い被災市町村から協力要請のあった災害廃棄物の処理等について、被災地の県協会独自では対応できない場合に、中国地域の他の県協会に応援を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (応援要請)

第2条 被災地の県協会は、被災市町村及び県の承諾のもと、次の各号に掲げる業務（以下「災害廃棄物処理」という。）について、中国地域の他の県協会に応援を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

### (情報の提供)

第3条 被災地の県協会は、災害廃棄物処理に円滑な協力が得られるように、他の県協会に被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 前項に規定する情報提供を受けた県協会は、災害廃棄物処理に関し応援可能な会員の状況を被災地の県協会へ報告するものとする。

### (応援要請の手続き)

第4条 被災地の県協会は、応援要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で他の県協会に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 応援対象の市町村名及び災害廃棄物の発生状況
- (2) 実施する災害廃棄物処理の内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

### (災害廃棄物処理の実施)

第5条 応援要請を受けた県協会は、必要な人員、車両、資機材、処分先等を調達し、被災市町村の災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

2 災害廃棄物処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に務めること。

### (実施報告)

第6条 応援要請を受けた県協会は、災害廃棄物処理を実施したときは、その内容を被災地の県協会に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援要請に基づき実施した災害廃棄物処理に要した費用については、当該業務に係る委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第8条 応援要請に基づき実施した災害廃棄物処理に従事した者が、負傷し、又は疾病にかかった場合等の損失補償については、当事者間による協議を原則とし、これにより難しい場合は、当該業務に係る被害者と委託者で協議するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、各県協会の専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

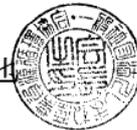
この協定の締結を証するため、各県協会の会長が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月1日

一般社団法人鳥取県産業資源循環協会 会長 越生昭徳



一般社団法人しまね産業資源循環協会 会長 尾崎俊也



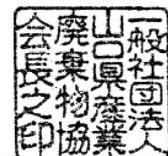
一般社団法人岡山県産業廃棄物協会 会長 大塚雅司



一般社団法人広島県資源循環協会 会長 三谷哲也



一般社団法人山口県産業廃棄物協会 会長 榎本隆博



徳島県における災害時における廃棄物処理等について  
災害発生時における協会間の連携等

一般社団法人徳島県産業資源循環協会  
会 長 岸 史 郎

はじめに

最近の異常気象に伴う大規模災害が日本各地で発生しており、平成30年7月には西日本を中心とした「西日本豪雨」では中国、四国で甚大な被害が発生した。これらの災害廃棄物処理には地元自治体はもとより、地元協会の会員企業や多くの産業廃棄物処理関係事業者等の尽力により災害廃棄物処理がされた。

今回は、当協会や四国地域協議会の取り組みを紹介する。

1 徳島県の災害廃棄物処理計画

(1) 徳島県で想定する災害

ア 地震災害の被害想定

(ア) 南海トラフ巨大地震被害想定 (M9.0)

全壊棟数	116,400棟
半壊棟数	83,300棟
災害廃棄物量	15,321,804 t

(イ) 中央構造線・活断層地震被害想定 (最大震度7)

全壊棟数	63,700棟
半壊棟数	62,700棟
災害廃棄物量	8,240,500 t

イ 風水害被害想定

徳島県は、地勢的に水害を被りやすい土地柄であり、河川の浸水想定区域等の被害想定をもとに対策を進めているが、地震災害の被害想定が風水害より規模が大きい。

## (2) 徳島県の災害廃棄物処理の重点事項

### ア 3年以内で処理

早期の復旧・復興を図るため、国、県、市町村、民間事業者、その他関係団体等が連携・協力し対応する。

### イ 域内処理を原則

市町村での平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用。必要に応じ民間事業者等と連携して処理体制構築。

必要に応じ、国他の都道府県及び市町村、その他関係団体にも協力要請し、広域処理体制を構築する。

### ウ 再資源化を徹底

分別を十分に行い、再資源化の徹底により廃棄物の減量化を図る。処理段階におけるエネルギーの利活用を推進する。

## (3) 協力支援体制

### ア 災害廃棄物対策四国ブロック協議会

- ・中国四国地方環境事務所が中心となって設置
- ・環境省、四国各県市、(公社)全国産業資源循環連合会四国地域協議会(4協会、有識者等で構成)
- ・四国ブロック内で大規模災害が発生した場合、構成員による支援チームを結成し支援。

### イ 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)

- ・環境省が事務局。
- ・有識者、技術者、業界団体等で構成
- ・被災県が中国四国地方環境事務所を經由してD. Waste-Netに協力要請

### ウ 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク制度)

- ・環境省が令和2年度に創設した人災登録・派遣制度

### エ 自衛隊

### オ ボランティア

### カ 協定に基づく協力要請

県及び市町村は、発災時のスムーズな災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間団体等との協定締結等により協力体制を整備する。

県内各市町村の災害時相互応援協定、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定など多くの協定締結がされている。

## 2 協定と関連する取り組みについて

### (1) 災害廃棄物処理等に係る協定について

大規模な地震や台風の様な風水害が発生した場合、被災した市町村が災害廃棄物の処理を速やかに行うにあたり、行政機関と廃棄物処理に精通した当協会が連携して協力体制を確保することを目的に、平成22年3月、徳島県、徳島県市長会、徳島県町村長会、(一社)徳島県産業資源循環協会の4者による「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結した。

また、当該協定の着実な履行と東日本大震災への支援を積極的に進めるため、平成23年5月に協会内組織として災害廃棄物対策特別委員会を設置した。

#### ア 協定の概要

- ・ 徳島県 災害発生時の災害廃棄物の撤去や処理等についての連絡調整
- ・ 協会 災害廃棄物の撤去や処理等を速やかに行うための会員企業調整
- ・ 市長会及び町村長会 県と連携し、被災市町村とその他市町村における災害廃棄物の円滑な処理を行うための連絡調整や情報提供



## (2) 災害廃棄物処理訓練について

### ア 資機材調査及び図上訓練について

- ・ 正会員、賛助会員を対象とし、災害時に協力・支援可能な資機材（運搬車両、重機、支援可能人数、中間処理及び最終処分場能力）について、毎年調査を実施（統一様式使用）
- ・ 資機材調査をもとに、徳島県と連携し災害発生を想定した図上訓練を実施（組織図：別添１、連絡体制：別添２）

## (3) 四国地域協議会における相互応援協定について

平成３０年７月豪雨など、異常気象等に伴う大規模災害が各地で発生し、県域での災害廃棄物対応が困難な場合、廃棄物処理がスムーズに行えるよう、令和元年８月２８日、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所長及び国土交通省四国地方整備局統括防災官の立会のもと、（公社）全国産業資源循環協会四国地域協議会各県会長による「災害発生時等の相互応援に関する協定」を締結した。

### ア 協定の内容

- ・ 窓口は各県協会専務理事
- ・ 応援内容 災害廃棄物処理に係る人員及び車両・重機の派遣など
- ・ 情報共有 平時から災害対策に関する情報の共有に努める



## イ 資機材調査様式の統一について

災害発生時の相互応援協定をより有効に機能させるための方策として、各県で実施している資機材調査票を愛媛県で使用している様式に統一情報共有することとした。（令和2年2月四国地域協議会）

（統一様式 別表1-1、別表1-2）

## ウ 相互応援協定に係る事例

令和2年11月、香川県三豊市で発生した高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫対応として、（一社）香川県産業廃棄物協会松本会長から当協会に協力要請があり、香川県庁と協議し三豊市現場（第6事例）の対応を受け持つ。

### 協力内容

- ・フレコンバック（鶏の死骸、鶏卵）等の農場から埋却地への運搬
- ・埋却地の指定場所への荷下ろし及び消石灰散布等
- ・派遣人員 延べ60名



### 3 その他の取り組み

#### (1) 災害廃棄物仮置場実地訓練

令和3年12月、徳島県の委託事業として「災害廃棄物仮置場実地訓練」を海部郡美波町日和佐グラウンドで実施した。同訓練では、仮置場設置（鉄板敷設、看板設置）、搬入受入、分別（手作業、重機使用）、中間処理（木くず破砕）の一連の流れについて訓練実施

参加者 徳島県、市町村（13市町村）、協会（約30社）

環境省中国四国地方事務所四国事務所

使用重機等 バックホー2台、移動式破砕機1台、運搬車両2台、動力噴霧器等



## (2) 県内市町村との連携

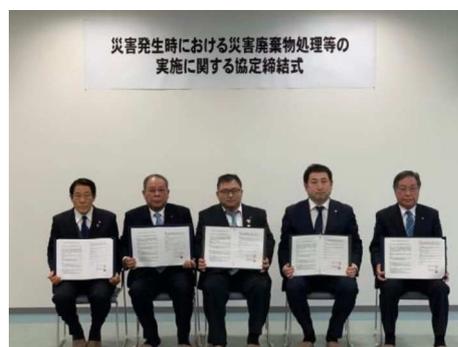
### 「災害時における廃棄物処理等の実施に関する協定」締結推進

平成26年8月、徳島県那賀郡那賀町で台風11号により床上浸水256棟、床下浸水106棟と甚大な被害が発生。那賀町では、町役場隣接駐車場を災害廃棄物仮置場として設置し廃棄物受入を開始。現場は作業受託した地元建設業者が重機で廃棄物を山積みし、搬出まで至らず短期間で受入限界となった。別の仮置場も同様に短期間で満杯状態となった。このとき、同町の担当者等は平成22年の4者協定の存在を知らず、徳島県への応援要請が遅れた。また、時期的にお盆前であったことから、協会への連絡や会員企業への支援協力要請と派遣事業者確保に苦慮した。

甚大災害による廃棄物処理には、行政、民間等の協力が不可欠で、迅速な対応が求められる。そこで、本年度から県内各市町村と当協会が、平時から情報共有など「顔の見える関係」構築のため、協定締結を進めている。

### 協定の内容

- 実施体制の構築
- 情報提供
- 災害廃棄物の処理等の実施
- 窓口の設置



#### 4 近隣地域協議会との相互応援の必要性

地震等大規模災害や異常気象に伴う甚大な災害は、被災自治体単独での処理が困難であり、日頃から、近隣自治体や民間団体等と連携を密にしておく必要がある。

当協会においても、近隣地域協議会とも連携を密にする必要があると考えており、各地域協議会との相互応援協定も必要と考えている。

#### 5 まとめ

膨大に発生した災害廃棄物の処理は自治体（市町村）単独では困難であり、廃棄物処理を日頃の業務とする我々協会が支援し、より速く復興することで地域の人々の一日も早い生活を取り戻せるものとする。

（公社）全国産業資源循環連合会を中心に、正会員が一丸となった体制作りが急務であり、協会の責務でもあると考える。

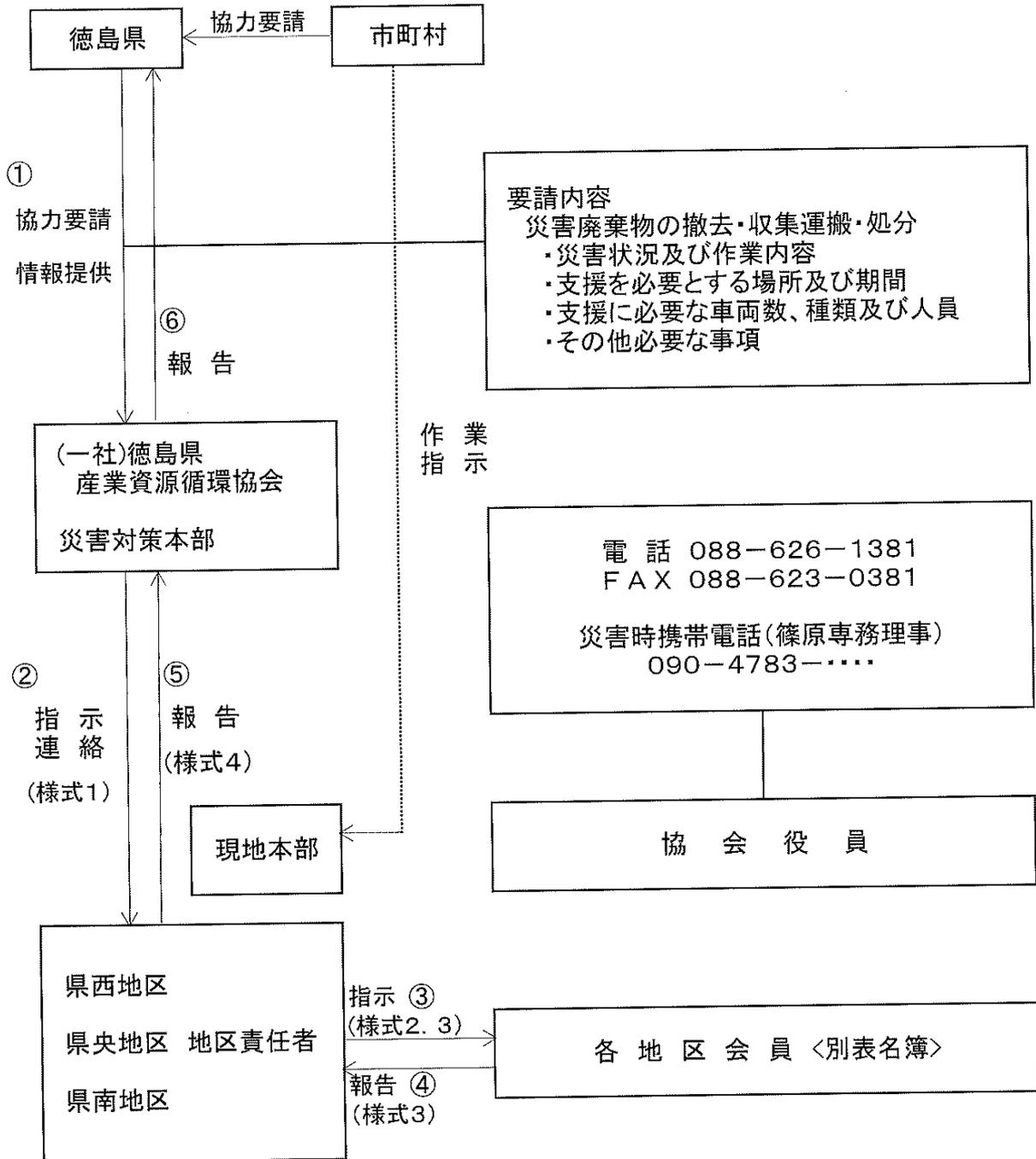
## 協会災害対策本部の組織図

災 害 対 策 本 部	
本部長 岸 史郎 (携帯) 090-8970-	副本部長 東條 智之(携帯 090-3180-.....) 三木 康弘(携帯 090-4509-.....) 宮崎 健治(携帯 090-3189-.....) 篠原 敬(携帯 090-4783-.....)
1 総務班 東條副会長・青年部担当者(補佐 佐藤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会本部会議の運営</li> <li>・ 会議資料、議事録の作成</li> <li>・ 関係行政庁及び関係団体等との連絡及び情報受伝達</li> <li>・ 処理計画の立案と指示・地区本部との連絡調整</li> </ul>
2 情報収集班 三木副会長・青年部担当者(補佐 小出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震等災害情報の収集・道路交通情報の収集</li> <li>・ 処理、処分施設に関する情報収集</li> </ul>
3 機材等供給班 宮崎副会長・青年部担当者(補佐 専務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理のための人員、機材、重機等の供給</li> <li>・ 支援可能能力の把握確認</li> </ul>



各地区責任者	県西地区		○丸浦工業(株) 丸浦 公夫 ○(株)明和クリーン 楠本 隆文	参加会員(11名)
	県央地区	徳島市	○(有)ケイエムヤハタ 西野 健治 ○(株)鷹鉾組 下坂 誠二	参加会員(38名)
		小松島市	○徳島化製事業協業組合 登 幸治郎 ○バンドウリメイク(株) 豊永 誉史 ○(株)三紅 阿部 大視 ○(株)ヤングクリーン 吉田 真萌	
		鳴門市 板野郡 石井町 吉野川市	○宮崎基礎建設(株) 宮崎 健治 ○東條商事(株) 東條 智之 ○(株)丸八木村商店 木村 精伯	
	県南地区		○(有)フレッシュ阿南 遠藤 昌博	参加会員(6名)
災害対策本部と地区責任者との関係				
<p>◎ 各地区の責任者を上記のとおりとし、各責任者は下記事項に必要な措置をとること。</p> <p>① 具体的な協力支援要請を地区会員に連絡</p> <p>② 地区会員の被害状況を把握し協会本部に連絡</p> <p>③ 災害廃棄物処理の支援可能な人員、機材、重機等の把握を行い協会に報告</p> <p>④ その他協会本部長からの指示事項の伝達及び報告</p>				

## 協会災害対策本部連絡体制表



資機材及び処理能力調査票

地区名	<input type="checkbox"/> 県西地区(県央以外の地区) <input type="checkbox"/> 県央地区(口徳島市・小松島市 <input type="checkbox"/> 鳴門市・板野郡・石井町・吉野川市) <input type="checkbox"/> 県南地区(県央以外の地区)				
会員名		代表者 氏名		電話番号	
				携帯番号	
				E-mail	
所在地	〒	連絡 責任者		電話番号	
				携帯番号	
				E-mail	
従業員数	名 (うち事務職員 名)	連絡 責任者 (副)		電話番号	
				携帯番号	
				E-mail	
許可内容	<input type="checkbox"/> 収集運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 最終処分 <input type="checkbox"/> 特管収集運搬 <input type="checkbox"/> 特管中間処理 <input type="checkbox"/> 特管最終処分		所属する 関連団体	<input type="checkbox"/> 解体協会 <input type="checkbox"/> 建設業協会 <input type="checkbox"/> トラック協会 <input type="checkbox"/> その他( )	

【収集運搬車両関係】

種類	深ボディ	平ボディ	脱着装置付コンテナ車	パッカー	バキュームダンパー
大型車トラック 総重量11トン以上 積載量6.5トン以上 (うち土砂等禁止)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)
中型車トラック 総重量7.5~11トン未満 積載量4.5~6.5トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)
準中型車トラック 総重量3.5~7.5トン未満 積載量2~4.5トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)
その他トラック 総重量3.5トン未満 積載量2トン未満 (うち土砂等禁止)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)

(注) 車検証に土砂等禁止車輛の標記があるものは( )にその内数を記入してください。

(参考) 土砂等とは、土、砂利(砂及び玉石を含む。)、碎石及び①砂利(砂及び玉石を含む。 )又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート、②鉱さい、廃鉱及び石炭がら、③コンクリート、れんが、モルタル、しつくいその他これらに類する物のくず、④砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂とされており、汚泥、鉱さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等の品目につきましては積載できません。

【重機関係】

種類	台数	うちフォーク装着可	うちカッター装着可
バックホウ (機体重量3トン未満)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)
バックホウ (機体重量3トン以上)	台 ( 台)	台 ( 台)	台 ( 台)
ショベルローダー	台 ( 台)	/	
フォークリフト	台 ( 台)		
重機運搬車両	台 ( 台)		

【給油施設】

油種	貯蔵能力 (4KL以上)	設置場所
	KL	
	KL	

(注) 災害廃棄物搬送車両及び骨材加熱用バーナーの自社給油施設(4KL以上)には災害時に優先供給される制度があります。

【処分業】

No.	処理困難物	有害廃棄物	区分	受入可否	処理能力(トン/日)	処理方法	備考 (受入注意事項等について記入)
1	○		木質系廃棄物				
2		○	CCA処理木材				
3			鉄筋コンクリートがら				
4			ブロック・瓦				
5	○		石膏ボード				
6		○	スレート等廃石綿				
7			家電(家電4品目)				
8			その他電気製品				
9	○		太陽光パネル				
10	○		畳				
11			ふとん				
12	○		ソファ・ベッド(マットレス)				
13	○		腐敗性廃棄物				
14		○	感染性廃棄物				
15	○		飼料・肥料				
16	○		発泡スチロール				
17			その他可燃物				
18			ガラス				
19		○	蛍光灯				
20			金属くず				
21	○		ガスボンベ				
22		○	フロン・アンモニアガス				
23		○	有機溶剤・油類				
24		○	農薬・薬品				
25	○		消火器				
26		○	廃電池類				
27			自動車				
28	○		タイヤ・バイク				
29	○		農機具				
30	○		船舶				
31	○		漁具漁網				
32			廃棄物混じり土砂				